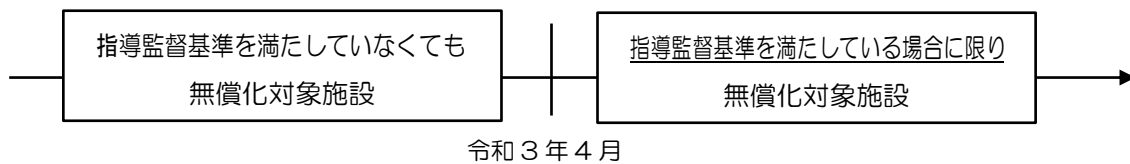


京都市における認可外保育施設の無償化の取扱いについて

<無償化の給付を受けるためには、以下の要件が必要です>

- 保護者：新2号・新3号の認定を受ける。
- 施設：無償化対象施設の申請・確認を受ける。

上記の要件に加え、国においては対象施設について、令和6年9月から、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設のみを対象とすることとしていますが、**京都市では子どもの安心安全の観点から、国に先駆けて令和3年4月から、基準を満たす施設のみを対象とすることとしています。**



このため、令和2年度中に基準を満たすことができなかった施設については、令和3年4月以降は無償化の対象施設から外れ、当該施設を利用される方は、利用料の無償化を受けることができなくなりますのでご注意ください。

ご利用されている施設が無償化の対象施設であるかどうかについては、利用されている施設に直接ご確認ください。また、京都市のホームページ（京都市情報館）においても公表し、毎月更新していきますのでご確認ください。

なお、認可外保育施設が指導監督基準を満たしているかどうかについては、年1回実施する立入調査で確認します。**立入調査の結果、改善が必要な事項があった場合でも、その後改善が確認されれば、指導監督基準を満たす施設（＝無償化対象施設）となります。**

【京都市情報館「幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等一覧」】

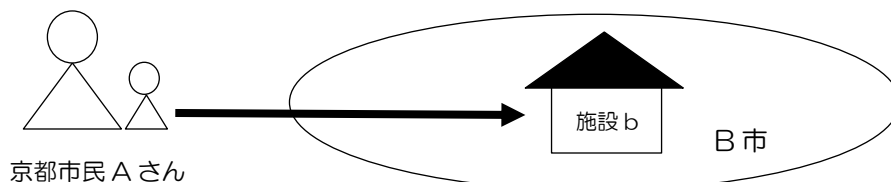
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258134.html>

京都市 無償化 施設等一覧 検索



<令和3年4月以降に他都市の認可外保育施設を利用する場合の注意点>

京都市民の方が令和3年4月以降に他都市の認可外保育施設を利用し、利用料の無償化を受ける場合も、**当該施設が無償化対象施設の確認を受けた上で指導監督基準を満たしていることが必要です。**該当しているかどうか、施設が所在する自治体にご確認ください。



※ 令和3年4月以降は、施設 b が B 市において無償化対象施設の確認を受けた上で、指導監督基準を満たしているか、B 市にご確認ください。

（本件についてのお問合せ先）

子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室 認可外保育施設担当
電話：075-251-2390